



さかい広域

vol.50
夏号
2016.8.15



会津若松地方広域市町村圏整備組合議会議員 行政視察



福井工業大学生 見学



木部小学校 見学

★さかいクリーンセンターでは、汚泥再生処理センターのしくみを学んでいただき、水処理技術や汚泥の資源化について理解を深めてもらっています。小学生や大学生・議員さんたちなど幅広い層の人が見学に来ています。いつでも気軽に見学に来てください。

(場所：坂井市 坂井町今井)

◆◆Content◆◆

介護保険料について……………	2～3
在宅サービスについて……………	4
代官山墓地使用の受付について……………	5
さかいクリーンセンターからのお知らせ……………	5
議会一般質問・議会議員の名簿……………	6～7
広域連合からのお知らせ……………	8

納入通知書は届きましたか？

みんなで支える介護保険

平成28年度の保険料の額は平成27年1月～12月までの本人の所得状況と世帯員の住民税の課税状況により確定します。介護保険料の徴収方法や金額は、さまざまな条件により異なります。当広域連合から発送しました「介護保険料納入通知書（兼特別徴収開始通知書）」の内容を必ず確認してください。

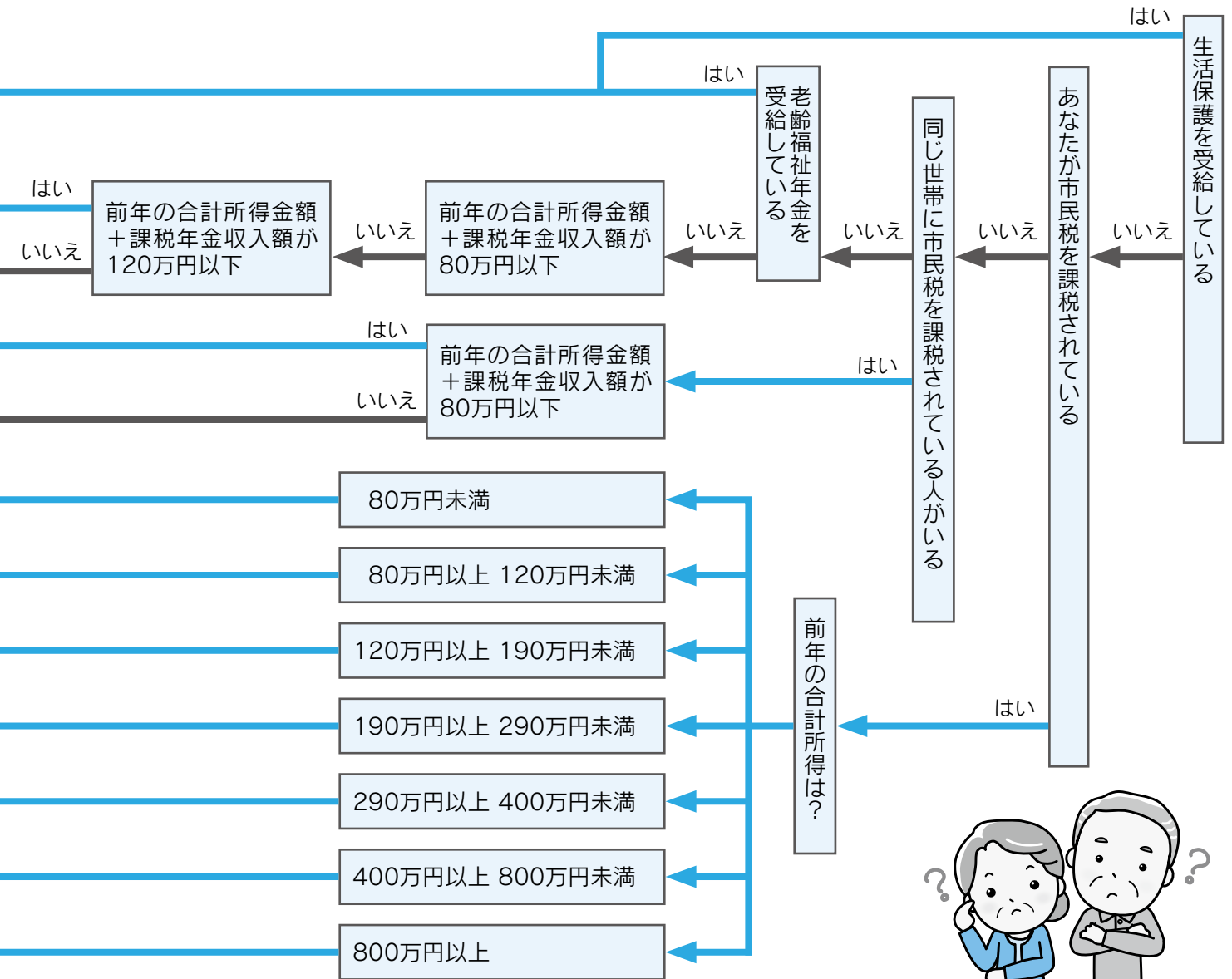
今年度の納入通知書は7月11日に送付しました。

みなさんに納付していただく保険料は、介護保険を運営するための大切な財源です。介護サービスが必要になったときに、安心してサービスが利用できるよう、ご協力をお願いします。



あなたの保険料を確認しておきましょう

65歳以上の人の保険料は、介護サービスに係る費用などから算出された「基準額」を基に、みなさんの所得に応じて決まります。



※老齢福祉年金……明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得のない人や他の年金を受給できない人に支給される年金です。

65歳以上の人へ 介護保険料



介護保険料の決め方

基準額 の設定

平成27年度から29年度までの3年間の介護保険サービスにかかる費用などの見込額を
基に、坂井地区内の65歳以上の人数で割って、保険料の基準となる額を算出します。

坂井地区の介護保険
サービスにかかる費用
約320億円

×

65歳以上の人の
負担割合
22%

÷

坂井地区内の65歳
以上の人数（3年間）
約10万人

=

基準額
(年額)
69,600円

65歳以上の人介護保険料

所得段階	対象者	保険料率	保険料 (上段：年額) (下段：月額)
第1段階	生活保護受給者、世帯全員が市民税非課税者であって老齢福祉年金受給者 または「合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下（年間）」を 満たす人	0.50 ↓ (公費負担) ↓ 0.45	31,320円 2,610円
第2段階	世帯全員が市民税非課税者であって上記に該当せず、「合計所得金額と課税 年金収入額の合計が80万円を超え120万円以下（年間）」を満たす人	0.70	48,720円 4,060円
第3段階	世帯全員が市民税非課税者であって、上記に該当しない人	0.75	52,200円 4,350円
第4段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で「合計所得金額と課税年金 収入額の合計が80万円以下（年間）」を満たす人	0.90	62,640円 5,220円
第5段階	世帯に市民税課税者がいて、本人が非課税者で上記に該当しない人	1.00 (基準額)	69,600円 5,800円
第6段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円未満の人	1.10	76,560円 6,380円
第7段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が80万円以上120万円未満の人	1.20	83,520円 6,960円
第8段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	1.30	90,480円 7,540円
第9段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	1.50	104,400円 8,700円
第10段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が290万円以上400万円未満の人	1.70	118,320円 9,860円
第11段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が400万円以上800万円未満の人	1.80	125,280円 10,440円
第12段階	本人が市民税課税者で、合計所得金額が800万円以上の人	2.00	139,200円 11,600円

※合計所得金額……収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費
控除などの所得控除をする前の金額です。

介護保険で利用できる在宅サービスとは？



相談

・ 居宅介護支援（介護予防支援）

ケアマネジャーがケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。



自宅を訪問してもらう

・ 訪問介護（介護予防訪問介護）

ホームヘルパーが訪問し、身体介護や生活援助を行います。

・ 訪問入浴介護（介護予防訪問入浴介護）

移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。

・ 訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）

リハビリの専門家が訪問し、リハビリを行います。



医師の指導のもとで

・ 居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）

医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。

・ 訪問看護（介護予防訪問看護）

看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。



施設に通う

・ 通所介護（介護予防通所介護）

デイサービスセンターで、食事・入浴などの介護や機能訓練が日帰りで受けられます。

・ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）

介護老人保健施設や病院・診療所で、日帰りの機能訓練などが受けられます。



短期間施設に泊まる

・ 短期入所生活介護（介護予防短期入所生活介護）

介護老人福祉施設などに短期間入所して食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。

・ 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。



施設に入って利用するサービス

・ 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）

有料老人ホームなどに入所している人が受けるサービスです。食事・入浴などの介護や機能訓練が受けられます。



低価格

小さなお葬式ができます

代官山斎苑を小さなお葬式（家族葬など）や直葬の会場として、利用できます。申込みは葬儀社を通して行いましょう。

小さなお葬式（家族葬など）

- ・通夜式および告別式を行います。
- ・式場として待合室（洋室）を利用できます。
- ・宿泊は待合室（和室）を利用して可能です。
- ・火葬は当施設にて執り行います。
- ・夜間警備員を配置いたします。

直葬

- ・通夜式および告別式を行いません。
- ・火葬時間まで、ご遺体の安置場として待合室（洋室）を利用できます。
- ・宿泊はできません。
- ・火葬は当施設にて執り行います。

法要

- ・法要の会場として待合室（洋室・和室）を利用できます。

▼問い合わせ先

代官山斎苑

81-9777



▶和室



▶イメージ(洋室)

代官山墓地使用者を

受け付けしています

■使用許可の要件

- 1 あわら市、坂井市三国町のいずれかにお住まいの方
- 2 あわら市、坂井市三国町のいずれかに本籍または墓地のある方

■使用料と維持費

(平成28年6月30日現在)

区画区分	使用料	維持費	残区画数
4.0㎡(2m×2m)	172,000円	31,000円	51区画
6.0㎡(2m×3m)	228,000円	37,000円	64区画

※使用許可の要件2に該当する方は、この使用料、維持費が上記の2割増となります。

※使用料は、永代使用料です。

※維持費については、永代ではありません。条例などの変更によりおさめていただくことがあります。

■使用者および住所などの変更

墓地の使用者名や住所などに変更があるとき、墓地の使用許可証を紛失したときは、届け出が必要となります。手続きについてはお問い合わせください。

■問い合わせと申込先

総務課 衛生係

☎01-33008 (直通)

さかいクリーンセンター

からのお知らせ

●すくすくさかい（汚泥発酵肥料）を販売しています。



・販売価格 1袋税込1000円

内容量15kg

(1人5袋まで)

・配布日時 毎週火曜日、木曜日

9時～12時

※4月1日より配布時間が9時～12時に変更となっております。

・申込方法 予め電話での予約が必要となります。

・問い合わせ先 さかい

クリーンセンター

☎72-2200

肥料の成分状況

(平成28年6月15日分析)

成分	基準値	測定値
窒素	3.3%	4.5%
リン	4.7%	3.5%
カリウム	0.5%未満	0.25%
窒素炭素比	5	6

※窒素、リン、炭素窒素比の基準はあくまでも目安です。

就任のごあいさつ

議長 佐藤 寛治



この度の坂井地区広域連合議会七月定例会におきまして、議員各位のご推挙により、議長の要職に就くことになりました。

当広域連合では、介護保険事業や環境事業など各種事業を実施しておりますが、特に主要事業である介護保険事業においては、高齢化社会を迎えるなか、団塊の世代が七十五歳以上となる二〇二五年を見据え、日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築が重要と考えられます。そのために、理事者と議会が一体となり第六期介護保険事業計画の実現を目指し、圏域市民の福祉向上に努めたいと考えております。

議長として責任の重大さを自覚し、あわら市、坂井市の発展と両市民の福祉向上のために、更なる努力を重ねてまいりますので、皆様方のご支援とご理解を賜りますようお願い申し上げます。

第54回 広域連合議会定例会

第54回広域連合議会定例会が7月27日（水）に開催されました。今回は、10議案が上程され、いずれも原案のとおり承認および可決並びに同意されました。

坂井市の組織替えに伴う議長および副議長の選挙が行われ、議長に佐藤寛治議員、副議長に吉田太一議員が選出されました。議会運営委員の選任も行われ、委員長に毛利純雄議員、副委員長に吉川貞明議員が選任されました。また、監査委員の選任も行われ、議会から渡辺竜彦議員と識見を有する者から高橋瑞峰氏（あわら市）が選任されました。

次のとおり、2名の議員が一般質問を行いました。

◆上程議案◆

- 条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分承認を求めることについて4件
- 平成28年度一般会計補正予算他2件が可決
一般会計予算 歳入歳出総額
2億2,751万7千円

介護保険特別会計予算 歳入歳出総額
1億1,128万6千円
代官山墓地特別会計予算 歳入歳出総額
2億3,879千円

- 坂井地区広域連合一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例を廃止する条例の制定について
- 坂井地区広域連合監査委員の選任について2件

◆一般質問◆

畑野 麻美子 議員

介護保険滞納

処分について



- ① 滞納処分（差し押さえなど）総額と内容、個別の理由について

A 事務局長

- ② 滞納者の暮らしぶりや、健康面などの状況把握は、どのようにしているのか。
- ③ 構成市の生活相談窓口との連携をすべき。

- ① 介護保険料の滞納状況は6月末で879人、約6,500万円です。

これらは、65歳に到達された人が特別徴収に切り替わるまでの期間に多くみられることから、平成27年度からの取組みとして、65歳到達者のみ納期限を過ぎると、滞納のお知らせである催告書から特別催告書発送までの期間を短縮し、金額が少ないうちに支払えるよう手続きの変更を行いました。

その結果、差押えは、平成26年度は45件、総額約239万円でしたが、平成27年度には17件、総額約77万円と前年度よりも減少しました。

- 差押えの対象財産は、預貯金や生命保険となっています。
- ② 窓口に関わせたあつた人には、滞納理由や可能な納付額などを確認し、相談の上、分割納付など実情に応じた支払方法での納付をお願いしています。

しかし、再三の督促や催告通知にもかかわらず、連絡や納付がない人には、一定の手続きを行ったうえで差押えを執行しています。

滞納の理由は様々ですが、差押え執行後の問合せでは、「納付通知を見ていない」といった内容が多いのが現状です。

また、実際の暮らしぶりや状況を把握するための訪問は適当ではないと考え、滞納者への個別訪問は行っておりません。

- ③ 分割でも保険料納付が困難で、生活が困窮している人には、担当課での相談をはじめ、適宜、生活相談や消費者相談センター窓口を紹介するなど、実情に応じた対応に努めています。
- また、本人が心身等の都合により窓口に向かれないような状況の場合には、構成市と連携した対応もいたします。

今後も適正な保険料を確保するため、公正な納付をお願いして、持続可能な介護保険の運営に努めてまいります。

永井 純一 議員

Q1 地域包括ケアシステム 構築に向けて



① 介護認定者数などの推計に基づいて、数字的な観点（施設、在宅などの受入可能数）から、現状をどのように考えているのか。
 ② 今後さらになすべきことは何か。
 ③ 深刻な課題の一つとして介護人材の不足があるが、当広域連合管内においての現状と対策について。

A1 広域連合長

① 坂井地区の将来の要介護・要支援認定者数は、第6期計画推計値では平成29年度に6,417人、認定率18.8%となり、平成37年度では7,042人、認定率20.1%となっています。

また、診療・介護報酬の同時改定、病床数削減など、医療の軸を「入院から在宅へ」と移す国の動きも加速しています。坂井地区においても、病院から施設や在宅へと溢流してくる患者は、平成37年度には1,000人以上との予想もあり危惧しております。

医療から介護へ溢流した受け皿は在宅医療ですが、在宅医療と介護の連携については、ご承知のとおり、東大や県との共同研究事業を通して、他に先駆けた体制作りを進めてきました。

坂井地区では現在、施設サービスとしての登録定員数は、1,579人、うち特別養護老人施設の定員は698人です。

また、サービス付高齢者住宅や有料老人ホームの定員は、573人で、居宅サービスを受けることが可能です。

平成30年度からの「第7期介護保険事業計画」は、厚生労働省の定める「医療介護の総合確保指針の改定」を踏まえて、医療計画と連動することが求められており、このことが従来と大きく異なる点です。

これらのことから、さらなる医療と介護や多職種での連携強化が今後の課題であると考え、「坂井地区在宅ケア推進連絡協議会」を設置し、課題の抽出、対応策の検討に取り組みうとしていくことを目指します。

② 坂井地区の状況を把握・分析し、第7期介護保険事業計画では、施設整備、介護サービスの充実、在宅ケアを支える連携などの総合的体制を検討しなければならぬと考えます。

当広域連合が昨年度実施しました、「高齢者の住まいのアクセスメント調査」では「在宅を続けるための支援で困っていること」という問いに対し、実際は整備されているにもかかわらず、「24時間のサービス」や「訪問診療」などがあげられたことから、在宅ケア体制のさらなる周知をしたいと考えています。

また「介護状態になったとき、どこで暮らしたいか」という質問に、高齢者の53%が「今後とも自宅で暮らしたい」と答えている一方、入所待機者の家族で「できるだけ自宅に戻って過ごし、最期も自宅で過ごしてほしい」と答えた人は6.5%しかないという結果も出ています。

「できるだけ在宅ときどき入院」という体制づくりを進めていかなければならない中で、実際には「できるだけ入院ほほ施設」を望むという現象が起こっています。この家族と本人の意向のギャップへの対応も大きな課題の一つといえます。

今後は市民に対し、介護が必要な状態になっても、安心して最後まで住まい続ける事ができる「坂井地区の体制」を周知していくとともに、「在宅で住まい続ける」ことについて考える機会を持つてもらえるよう、坂井地区医師会と協力し、積極的な啓発に取り組んでいきたいと考えています。

③ 介護人材の不足は坂井地区においても同様で、人材不足から来る現場の疲弊が、提供するサービスの質や量の低下をまねかないよう、介護人材の確保は切実な問題です。

実際、事業所の休止や廃止届出の主な理由に、人材不足で人員基準を満たさなくなった事などが挙げられています。

また、医師や看護師の問題もあります。現在、坂井地区で訪問診療に対応している診療所は26ヶ所ですが将来増加していく在宅医療を支えるには不足であり、現在の先生方が診る患者数にも限界があります。こうした医師や看護師の養成や確保も重要であり、多くの医師が訪問診療に携わる仕組みが構築されてほしいと願っています。

広域連合では、介護保険関係者と、ネットワークさかいかやケアマネSAKAIなどを通じて、情報を共有し、現状把握に努めています。また、事業所の運営推進会議や、定期的な実地指導をとおして適宜、助言・指導を行うとともに、県と連携を取りながら、事業所を支援しています。

今後も医師会や多職種の職能団体、構成市とともに、坂井地区の地域包括ケアシステムの拡充に務めていきます。



広域連合議会の議員の皆さんは次のとおりです。

◎議長、◎副議長

坂井市議員 (11名)

あわらし市議員 (7名)

◎佐藤 寛治

◎吉田 太一

後藤 寿和

仁佐 一三

川端 精治

平野 時夫

渡辺 竜彦

毛利 純雄

前川 徹

北島 登

戸板 進

卯目ひろみ

よし川 貞明

杉田 剛

川畑 孝治

永井 純一

ながい 純一

畑野麻美子

はたのまみこ

田中千賀子

たなかちかこ



議会運営委員の皆さんは次のとおりです。

◎委員長、◎副委員長

◎毛利 純雄 (あわらし市)

◎吉川 貞明 (坂井市)

かわばた 精治 (坂井市)

ひらの 時夫 (あわらし市)

まえがわ 徹 (坂井市)

ホームページをリニューアルしました

このたび、坂井地区広域連合のホームページをリニューアルし、**8月1日**に公開しました。皆さまに様々な情報を提供できるように、情報を整理しデザインや構成を一新しております。使いやすいホームページを目指し内容をさらに充実していきますので、引き続きよろしくお願ひします。



★広域連合からのお知らせ★

交通事故など(第三者行為)による介護保険サービスの利用について

介護保険の被保険者の人は、交通事故などの第三者行為によって怪我をした場合でも、被保険者証を使って介護サービスを受けることができます。

ただし、介護サービスの提供にかかった費用は加害者が負担するのが原則です。当広域連合が一時的に立て替えたあとで加害者へ請求することになります。

支払った介護給付が第三者行為によるものかを把握する必要があるので、広域連合(保険者)に届け出ることが法令によって義務付けられています。

交通事故などにより要介護等状態になった場合や、状態が悪化した場合は、届け出をお願いします。

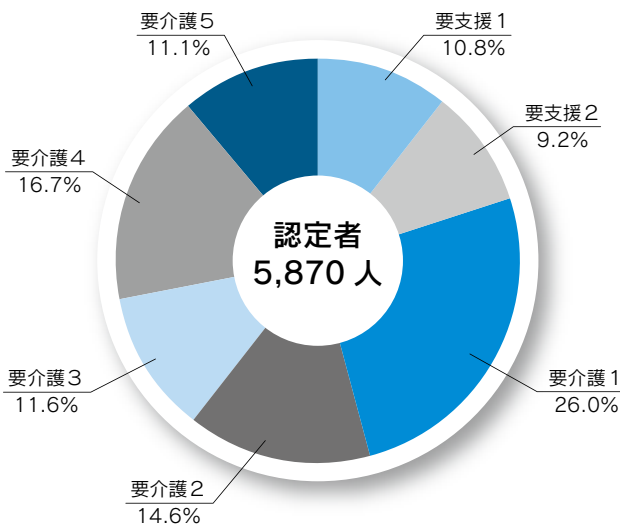
▼問い合わせ先

介護保険課

☎91-3309(直通)



◆要介護認定者数の状況◆



	あわら市	坂井市	計
要支援1	149 (+2)	484 (+47)	633 (+49)
要支援2	150 (-19)	389 (+2)	539 (-17)
要介護1	397 (+12)	1,130 (+39)	1,527 (+51)
要介護2	230 (-36)	630 (-25)	860 (-61)
要介護3	188 (+1)	492 (-18)	680 (-17)
要介護4	256 (+1)	724 (+21)	980 (+22)
要介護5	193 (+7)	458 (-1)	651 (+6)
計	1,563 (-32)	4,307 (+65)	5,870 (+33)

() 内は前年同月比 (平成28年6月末現在)

◆編集後記◆

自宅で最期を迎えられるよう国が「在宅みとり」を推進する中、自宅で亡くなる人の割合に大きな地域差があることが報道されました。また、死亡場所の全国平均は自宅12.8%、病院75.2%と、病院で亡くなる人が圧倒的に多く、「住み慣れた自宅で最期を迎えたい」と希望している人が多い中、考えさせられることがたくさんありました。

高齢化は今後も急速に進みます。在宅医療や介護サービスの充実には避けて通れない課題だと改めて認識しました。

今年の夏は猛暑と予想されています。熱中症や体調管理に気をつけて心身ともに元気に過ごしてください。(Ma)



介護保険料の納期限は

第2期	平成28年	8月25日(木)
第3期		9月26日(月)
第4期		10月25日(火)
第5期		11月25日(金)
第6期		12月26日(月)
第7期	平成29年	1月25日(水)
第8期		2月27日(月)

※納期限までに納めましょう。